

《令和7年度中之島産業まつり 出店要項》

- 主催 中之島産業まつり実行委員会
- 日時 令和7年10月19日（日） 午前10時～午後3時
- 会場 長岡市中之島コミュニティセンター周辺
- 昨年開催時のイベント（入場無料）
農産物品評会・即売会、各種ステージイベント、会場限定オリジナルおにぎりの配布
- 来場者数 10,000人（令和6年度実績）

第1 出店条件

- (1) 長岡市中之島地域の農産物、加工品、商工業製品を市内外にPRする、中之島産業まつりの趣旨に賛同して、一緒に盛り上げていただける長岡市内の業者または市外業者。
- (2) 法令を遵守し、実行委員会の指示に従うとともに、暴力団等の反社会的勢力と一切関わりのない者。

第2 出店日時

令和7年10月19日（日曜日） 午前10時～午後3時まで

第3 出店場所

長岡市中之島コミュニティセンター駐車場又は、えちご中越農業協同組合中之島集出荷予冷センター駐車場

第4 搬入・搬出時間

- (1) 搬入：午前8時30分～午前9時30分
※イベント開始時間（午前10時）までに必ず商品の陳列を完了してください。
- (2) 搬出：午後3時～午後4時（イベント終了時間まで閉店しないこと）
※撤収・搬出作業は、本部による閉会のアナウンス後に行うこと。
- (3) その他：搬入に際して必要な台車等は各自で用意し、搬入・搬出で会場内に車両を乗入れる際は、歩行者に十分注意し、徐行してください。

第5 販売品について

- (1) 酒類の販売は可とします。酒類販売許可申請を、各自で長岡税務署にて行ってください。
- (2) 販売する商品に変更等がある場合は、実行委員会まで連絡をするほか、必要に応じて保健所に相談し、助言を受けてください。

第6 保健所への届出

出店に必要な臨時食品営業許可申請は、各自で行ってください。

第7 出店料

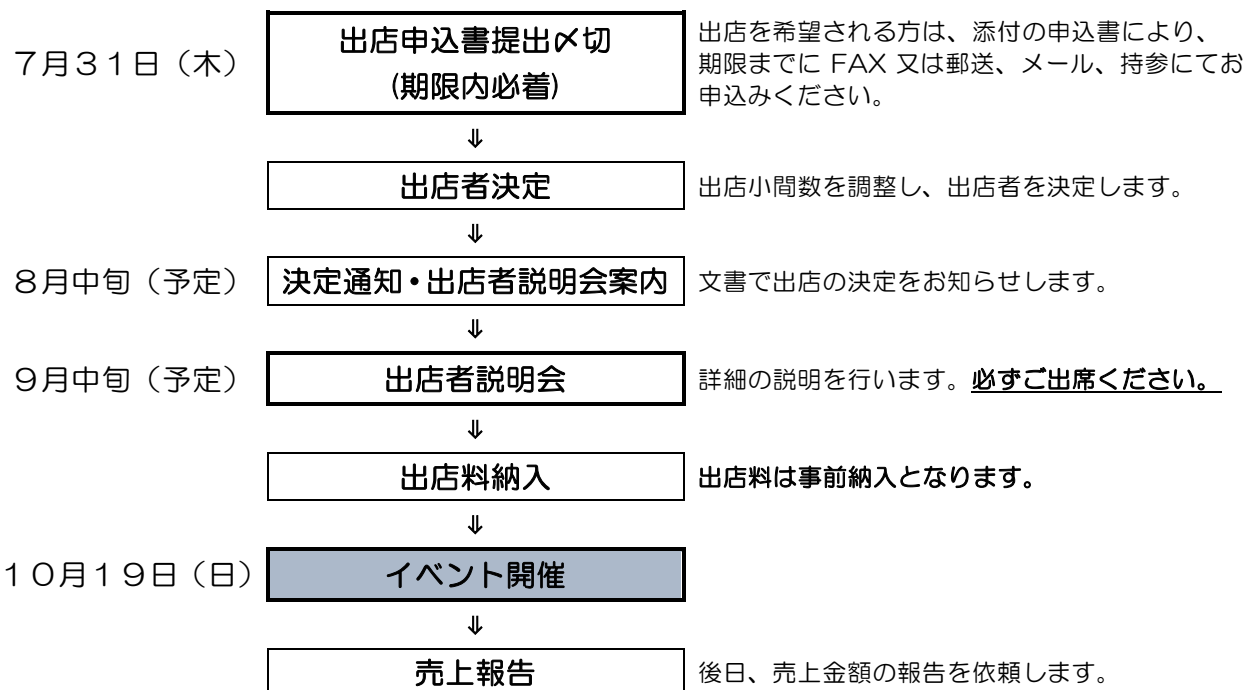
1小間（テント1張：2間×3間）につき	中之島地域内出店者	8,500円
	長岡市内出店者	9,500円
	市外出店者	10,000円
半小間（テント半張：2間×1.5間）につき	中之島地域内出店者	4,000円
	長岡市内出店者	4,500円
	市外出店者	5,000円
ただし、移動販売車での出店は6,000円		

- (1) 小間数（テント）の追加及び各種追加備品がある場合は別途費用がかかります。詳しくは第8項を参照ください。
- (2) 出店料は、**振込となります。**（当日徴収はしません。ご注意願います。）
振込先と振込金額は、後日お知らせします。
- (3) 領収書の発行は行いません。お手元の振込控えをもって領収書にかえてください。
- (4) 長岡市中之島地域内の福祉関係団体、福祉施設で出店希望の方、またはその他特別の事情があると認められた場合は、出店料（1小間分のみ、長机2本、椅子2脚含む）を減免します。減免を受けようとする方は、出店申込書のほか、別途「出店料減免申請書」を提出してください。審査のうえ、減免の可否決定について、後日「出店料減免決定通知書」を送付し、個別に通知します。
- (5) 当実行委員会はインボイスに対応しておりませんのでご了承ください。

第8 備品

- (1) 基本備品の長机2本、いす2脚は出店料に含まれます。（半張の場合は長机1本、いす1脚）基本備品は希望により減らすことができますが、その場合であっても、出店料の変更はありません。
- (2) 移動販売車の場合は、基本備品は付いていません。（出店申込書に移動販売車の旨と販売に必要な広さを記載してください。）
- (3) テント、長机及びいすについては、出店申込書により必要数を追加することができます。その場合は、別途レンタル料をいただきます。
（追加料金：テント1張につき1小間分の出店料、長机1本1,500円、いす1脚800円）
- (4) 電源設備が必要な場合、出店申込書により申し出てください。
電源設備を希望された場合、電気設備使用料2,000円を出店料に追加させていただきます。なお、電気設備で使用できる電圧には限りがあります。常時使用しない機材はコンセントを抜くなど、適宜対応してください。
- (5) ガスが必要な場合は、各自で手配してください。
- (6) 出店料減免の申請をされ、減免の決定がされた場合であっても、追加小間分の出店料、追加備品使用料及び電源設備使用料は減免の対象にはなりませんのでご了承ください。

第9 出店スケジュール



第 1 0 出店の決定

- (1) 出店の可否決定は、実行委員会に一任されます。結果については、個別に通知します。
- (2) 出店希望数が多数の場合は、過去の出店状況、出店内容その他を総合的に判断するとともに、長岡市内の事業者を優先的に考慮して実行委員会で決定します。
- (3) 出店場所については、出店内容（地域性や種類等）、使用設備（電気配線の有無等）、会場構成等を総合的に考慮して実行委員会が決定し、出店者説明会の際に発表します。
- (4) テント半張での出店の場合は、申し込み状況により、同テント内に異なる業態(加熱調理を含む)の出店者を配置する場合があります。ご注意ください。

第 1 1 車両について

- (1) 出店申込書に、駐車許可証の必要の有無及び車両の種別を必ず記入してください。後日、駐車場所を実行委員会で指定し、駐車許可証を交付します。
- (2) 荷物の積み下ろしが終わった車両は速やかに移動し、後日指定する駐車場に必ず駐車してください。駐車台数に限りがあるため、駐車許可証の発行は各店 2 台までとさせていただきます。なるべく乗合いでお越しください。

第 1 2 出店の取消し

- (1) 天災その他の不可抗力によって出店が不可能となった場合を除き、申込後の出店取り消しはご遠慮願います。
- (2) ただし、次のいずれかに該当した場合、当実行委員会は出店を取消すことができます。なお、取消しの時点で既に出店料をお支払いされていた場合の返金には応じかねます。
 - ① 出店申込書に記載された内容が事実と異なる場合。
 - ② 出店内容が中之島産業まっりの趣旨にそぐわない場合。
 - ③ その他、実行委員会が不適格と認めた場合。

第 1 3 注意事項等

- (1) イベント開始時間（午前 10 時）を必ず守ってください。開会のアナウンスが販売開始の合図です。
- (2) まつり終了時間（午後 3 時）までは、できるだけ商品を切らさないようにしてください。また、賞味（消費）期限のチェックも徹底してください。
- (3) 食品の販売にあたっては、食中毒を起こさないよう器具・食材等の衛生管理には万全の注意を払い、加工食品には、各種法令等に基づき、定められた表示をしてください。
- (4) 出店により発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- (5) 会場内は全て禁煙です。
- (6) 出店スペースでの飲食について、テント内で飲食を行う場合は、テント後ろであまり人目につかないように行う、あるいは交代で休憩を取る等、ご配慮をお願いします。
- (7) 交通規則を遵守してください。（道路横断、路上駐車、歩道上の駐停車、迷惑駐車等ないようにお願いします。）また、必ず指定された駐車場に駐車をお願いします。
- (8) 主催者は会場全般の警備にあたりますが、出店者の係員は小間内に必ず常駐し、来客の対応その他の業務を行うとともに、出店物管理の責任を負っていただきます。主催者は出店物その他金品等の盗難、紛失、火災、損傷等出店者の損害に対しては、一切その責任を負いません。
- (9) 会場内の備品等を破損、紛失などして損害が生じた場合、原因となった出店者が損害賠償責任を負います。
- (10) 出店者に起因する過失又は故意によって第 3 者に損害を与えた場合は、実行委員会には責任を負いません。出店者の責任において解決してください。

- (11) 9月中旬に出店者説明会を予定しています。後日、決定者にご案内しますので必ずご出席ください。
- (12) 後日、イベント終了後に事務局から送付する「売上報告書」を提出していただきます。
- (13) 出店者は、必要に応じて各自の判断で感染予防対策を実施して下さい。
- (14) 開催当日、参加各店の写真を撮影し、HPや広報で使用する場合があります。
- (15) この要項に定めのない事項は、実行委員会の指示に従ってください。

第14 開催の中止

- (1) 地震などの自然災害や台風などの悪天候、感染症の拡大等により、開催を中止する場合があります。
- (2) 前々日までに実行委員会が中止の判断をした場合、出店料については返金するものとします。

第15 免責事項

当イベントが中止になった場合、準備等出店に際して生じた損害は補償しないものとします。

第16 出店の申込

- (1) 添付の出店申込書に必要事項を記入し、メール、FAX、郵送または持参で提出してください。
- (2) 申込期限

令和7年7月31日（木曜日）【必着】

※期限後の申込はお受けしません。

【お申込・お問合せ】

中之島産業まつり実行委員会事務局
(長岡市中之島支所地域振興・市民生活課)
担当：今井、齋藤
〒954-0192 長岡市中之島788番地
TEL：0258-61-2013 FAX：0258-66-2238
E-mail：nkns-m-sangyo@city.nagaoka.lg.jp